

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う設備・運営基準等について

【答申案】

1 児童福祉施設の設備及び運営の基準について

○本来、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、中核市移行に伴い条例制定する基準であるが、この児童福祉施設のうち保育所に関する基準については、新制度施行に伴い制定・改正する条例と密接に関連するとともに、基本となる基準であるため、審議を重ねてきたところである。

(1) 助産施設

①国基準どおりとする。

(2) 母子生活支援施設

①国基準どおりとする。

(3) 保育所

①乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。

②満2歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。

③3歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

④保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。

⑤保育所職員の保育に関する専門性を活用し、地域の実情に応じた子育て支援事業を行っていただきたい。

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準について

①保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。(保育所と同様)

②3歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

(保育所と同様)

- ③乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）

3 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について

- ①幼児に対する食事の提供については、事業所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。（保育所と同様）
- ②保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。（保育所と同様）
- また、小規模保育事業B型については、認証保育所からの移行を想定し、保育従事者のうち保育士の割合を認証保育所と同程度にし、保育の質を維持・向上していただきたい。
- ③【事業所内保育事業】乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）
- ④【事業所内保育事業】満2歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について

- ①国基準どおりとする。

5 保育の必要性の認定基準について

- ①事由については、ほぼ国基準どおりに既に運用されているので、引き続き保育の必要性の認定基準として、客観性、透明性を確保して運用していただきたい。